

藤沢市街なみ百年条例に基づく住民提案によるまちづくり

●街なみ百年条例とは

この条例は、地域の自然、歴史や文化、生活から織り成される良質な街なみの形成を促進し、市民生活の向上に寄与することを目的としています。この条例では、良質な街なみの形成を特に重点的に図る地区を街なみ継承地区として、街なみの将来像等を示した街なみ継承ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定めることができます。また、地域の方々が主体となったまちづくりが進められるよう、身近な地域を単位として、地域の特性や実状にあったまちづくりや、良質な街なみの形成に関する住民提案ができます。なお、地区の提案要件として、次の2つを満たす必要があります。

- ・対象地区の面積が2,000㎡以上であること
- ・土地所有者等の2/3以上が同意していること

●手続きの流れ

ステップ1

事前相談・提案骨子の検討

地域において、まちなみやまちづくりの推進を目的とする組織を結成し、地域の中で話し合いをし、まちの将来像、まちなみやまちづくりの取組内容を検討してください。

想定する区域と取組内容を決め、事前相談書を提出してください。必要に応じ、関係各課と協議し、提案骨子を作成するための取組を支援します。

ステップ2

ガイドラインの検討

想定する区域とガイドラインを提案骨子として提出してください。

関係各課と協議し、提案骨子から想定する区域・ガイドラインの素案を作成するための取組を支援します。素案をまとめ、土地所有者等の2/3以上の同意書を取得してください。

ステップ3

指定の手続き

素案に、土地所有者等の同意書を添えて提出してください。

素案の内容を検討し、街なみ継承地区として指定することが必要と認められた場合には、告示を行うための手続きを進めます。

